

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会（以下「策定審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に住所、氏名、連絡先を記入し、傍聴の許可を受けなければならない。また、オンラインで会議を傍聴しようとする者は、武蔵野市が設定する期日までに、住所、氏名、連絡先を記載のうえ、指定の申込フォームより傍聴の希望について申し込み、傍聴の許可を得なければならない。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は、会場の広さに応じて設定する。ただし、策定審議会の会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めるときは、立席として傍聴人を傍聴席に入れることができる。

（傍聴席以外の入場禁止）

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が職務執行上支障があると認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席（オンラインによる傍聴を含む）にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

（写真、動画等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席（オンラインによる傍聴を含む）において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする策定審議会の議決があったときは、速やかに退場またはWEB会議システムから退出しなければならない。

（係員の指示）

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場またはWEB会議システムから退出させることができる。

（その他）

第11条 オンラインによる傍聴において、通信回線等の不具合により傍聴人に不利益が生じたとしても策定審議会はその責を負わない。

付 則

この要領は、令和7年7月17日から施行する。